

京都市告示第154号

地方自治法施行令第158条第1項及び第231条の2の3第1項の規定に基づき、京都市公金収納受託者及び指定納付受託者として、下記のとおり Kyoto Art Donation（京都アート・エコシステム推進事業ファンドレイジングに関するウェブサイト）に係る寄付金の取扱業務に係る収納事務を委託する。

令和5年5月30日

京都市長 門川 大作

受託者：コングラント株式会社

（大阪市西区江戸堀一丁目22-17江戸堀イーストビル6F）

指定した日：令和5年5月30日

指定の期間：令和5年5月30日から令和6年3月31日まで

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）